

球磨村告示第54号

令和6年第10回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年12月2日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和6年12月9日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

宮本 宣彦君

板崎 壽一君

東 純一君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

高澤 康成君

田代 利一君

12月10日に応招した議員

同 上

12月11日に応招した議員

〃

12月12日に応招した議員

〃

12月13日に応招した議員

〃

○応招しなかった議員

令和6年 第10回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和6年12月9日(月曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和6年12月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般事務組合議会報告
- 日程第4 議案第51号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
変更について
- 日程第5 議案第52号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第6 議案第53号 球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更
する協定の締結について
- 日程第7 議案第54号 財産の取得について(追認)
- 日程第8 議案第55号 財産の取得について(追認)
- 日程第9 議案第56号 財産の取得について(追認)
- 日程第10 議案第57号 財産の取得について(追認)
- 日程第11 議案第58号 財産の取得について(追認)
- 日程第12 議案第59号 財産の取得について(追認)
- 日程第13 議案第60号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部
を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第61号 球磨村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第62号 球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第63号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第17 議案第64号 令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第18 発議第1号 球磨村議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般事務組合議会報告
- 日程第4 議案第51号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
変更について
- 日程第5 議案第52号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第6 議案第53号 球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更
する協定の締結について
- 日程第7 議案第54号 財産の取得について（追認）
- 日程第8 議案第55号 財産の取得について（追認）
- 日程第9 議案第56号 財産の取得について（追認）
- 日程第10 議案第57号 財産の取得について（追認）
- 日程第11 議案第58号 財産の取得について（追認）
- 日程第12 議案第59号 財産の取得について（追認）
- 日程第13 議案第60号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部
を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第61号 球磨村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第62号 球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第63号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第17 議案第64号 令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第18 発議第1号 球磨村議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定について

出席議員（9名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 永椎樹一郎君 | 2番 西林 尚賜君 |
| 3番 宮本 宣彦君 | 4番 板崎 壽一君 |
| 5番 東 純一君 | 7番 嶽本 孝司君 |
| 8番 舟戸 治生君 | 9番 高澤 康成君 |
| 10番 田代 利一君 | |

日程第 1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 1、会議録署名議員の指名について、会議規則第 123 条の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、1 番、永椎樹一郎君、2 番、西林尚賜君を指名します。

日程第 2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 13 日までの 5 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 12 月 13 日までの 5 日間に決定しました。

日程第 3. 一部事務組合議会報告

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 3、一部事務組合議会の報告を行います。

まず、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） おはようございます。それでは、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和 6 年第 4 回人吉球磨広域行政組合議会定例会 1 日目が、令和 6 年 11 月 29 日午前 10 時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第 1、議席の指定では、湯前町議会議員の任期満了に伴う改選により、新たに選出をされました議員の議席を 10 番、遠坂道太議員、11 番、田山幸平議員に指定をされました。加えて、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会の委員に指名をされました。

日程第 2、会議録署名議員の指名では、21 番、永椎樹一郎、22 番、あさぎり町、山口和幸議員が指名をされました。

日程第 3、会期の決定では、球磨村、田代利一議会運営委員会委員長の報告の後、会期を 11 月 29 日に開会し、11 月 30 日から 12 月 24 日までを休会、12 月 25 日を閉会とする 27 日間に決定をされました。

日程第 4、議会運営委員会委員の選任では、湯前町議会の改選に伴い、議会運営委員会の 1 名の欠員が生じたため、上球磨地区からあさぎり町、23 番、皆越てる子議員が選出され、議長から指名をされました。

日程第5、行政報告では理事会代表理事から、令和6年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第6、認定第1号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、継続では令和5年度決算特別委員会委員長の人吉市、牛塚孝浩議員から審議結果についての報告を受け、質疑、採決の結果、全員異議なく委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第7、議案第6号人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第7号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、日程第9、議案第8号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、この3件を一括して提案理由の説明を代表理事会理事から受けました。続けて、議案第6号及び議案第7号の2件についての補足説明を受け、議案ごとに質疑を行いました。

議案第6号は、議決の特例に伴うため、起立採決を行った結果、全員が起立し、原案のとおり可決をいたしました。

議案第7号は、簡易採決を行い、全員異議なく、原案のとおり可決となりました。

議案第8号は、12月25日の閉会日に採決することとなりました。

以上、定例会第1日目までの全ての審議を終了し、散会となりました。

以上、令和6年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果について報告をいたします。

○議長（舟戸 治生君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） おはようございます。報告いたします。

令和6年11月25日、人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開かれました令和6年11月第4回人吉下球磨消防組合定例会の会議の結果を報告いたします。

会議の結果。

日程第1、会期の決定では、令和6年11月25日1日間と決定しました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、6番、川辺正美議員（五木村選出）7番、村上恵一議員（人吉市選出）を指名されました。

日程第3、議案第1号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の合計、予算現額13億2,721万9千円、収入済額11億4,596万8,456円で、予算現額に対する収入済額の比率は86.34%です。

歳出合計、予算現額13億2,721万9千円、支出済額11億2,327万8,115円で、予算現額に対する支出済額の比率は84.63%です。

歳入歳出差引残額2,269万341円で、原案認定をいたしました。歳入歳出の主なものと

しては、配付資料にて確認をお願いしたいと存じます。

日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合監査委員条例の一部を改正する条例の認定について。
字句の整理及び昨年5月に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、引用条文の移動が行われていることから、引用条名の改正を行うもので、原案可決です。

日程第5、議案第3号令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算について。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,339万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,598万円とするもので、増減内訳といたしましては、歳入については分担金及び負担金487万6千円の減額、諸収入8万7千円の減額。歳出につきましては、消防費960万円の減額、交際費37万4千円の減額、予備費342万5千円の減額、以上で、歳入歳出で原案可決いたしました。増減内訳内容につきましては、配付資料にて確認をお願いいたします。

日程第6、議案第4号熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条1項の規定により組織の関係団体への協議が必要とされ、さらに同法290条の規定により関係団体の議会の議決が求められるもの。

規約の変更理由については、熊本縣市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から令和5年6月30日をもって山鹿市が脱退するため、共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更する必要とするものということで、原案可決いたしました。

日程第7、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告がありました。令和6年11月6日に第17回目となります本特別委員会を開催したので、その概要についての報告。執行部により第16回特別委員会以降に管理者会議において、消防庁舎移転事業について検討協議を実施し、消防本部中央消防署は人吉市鬼木町梢山へ移転を行い、中分署を統廃合をする。当組合の東分署更新事業に併せ、錦町とあさぎり町の境界付近において、上球磨消防組合と合同分署の設置、また、人吉市の球磨川以南の地区に分署を設置することを目指すことを、消防の広域化を見据えた所署の配置をする旨の報告があります。

また、松岡管理者から、執行部より報告があった方向性を導き出すまでに時間を要したことについてのおわび、この方向性に至った理由や経緯についても説明がある。委員から、梢山移転先における道路の整備や市議会への説明の必要がある。

また、現消防庁舎の利活用または解体についてどう考えているのかの質疑に対し、今後協議を進めていくとの回答がある。今後、閉会中においても必要に応じ、特別委員会を開催することを確認し閉会。

以上でございます。

以上で、人吉下球磨消防組合議会の報告を終わります。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4. 議案第51号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（舟戸 治生君） それでは、議案の上程を行います。

日程第4、議案第51号熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、おはようございます。令和6年第10回球磨村議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、ここに第10回定例会が開催されますことに、厚くお礼を申し上げます。

今回の定例会では、議案14件を上程させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

上程いただきました議案第51号熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本村が加入しております熊本縣市町村総合事務組合の規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和7年3月31日をもって山鹿市が脱退します。そのため、地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日限りで熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があります。地方自治法第290条の規定により、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、加入する関係団体の議会の議決を経る必要がありますので、今回の定例会において議決をお願いするものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第5. 議案第52号 工事請負変更契約の締結について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、議案第52号工事請負変更契約の締結についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第52号工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和6年第1回球磨村議会臨時会において議決いただきました球磨村グラウンド仮

設団地改修工事グラウンド側において、契約金額を1,114万6,300円増額し、1億60万500円に変更いたしたく、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。今回の変更は、当該工事における附帯工事及び外交工事の工事内容の変更などにより増額となっております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**日程第6. 議案第53号 球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部
を変更する協定の締結について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、議案第53号球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第53号球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和6年第6回球磨村議会臨時会において議決いただきました球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定において、協定金額を1,471万7,925円増額し、8,963万4,525円に変更いたしたく、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、大坂間地区、鶴口地区の補償費において、協定締結時点からの補償内容が変更になったことなどにより増額となっております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第7. 議案第54号 財産の取得について（追認）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、議案第54号財産の取得について（追認）を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第54号財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

村では、老朽化したマイクロバス2台を更新するため、平成21年度に地域活性化生活対策臨時交付金を活用し整備いたしました。

平成21年3月23日に、三菱ふそうトラック・バス株式会社と購入契約を締結しましたが、地方自治法第96条第1項第8号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、本来は議会の議決後に執行しなければならない事業であり、

大変遺憾ながら議決を失念していたことが判明したものでございます。

今回、手続に関する職員の認識不足、決済過程での確認不足が原因であり、今後、適正な手続の周知・徹底を図るとともに、決済過程でのチェック機能の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

ご審議の上、ご決定いただきますようによりしくお願い申し上げます。

日程第 8. 議案第 5 5 号 財産の取得について（追認）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 8、議案第 5 5 号財産の取得について（追認）を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 5 5 号財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

村では、老朽化した消防ポンプ積載車 3 台を更新するため、平成 2 1 年度に地域活性化生活対策臨時交付金を活用し整備いたしました。

平成 2 1 年 3 月 2 6 日に、熊本いちほら工業株式会社と購入契約を締結しましたが、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、本来は議会の議決後に執行しなければならない事業であり、大変遺憾ながら議決を失念していたことが判明したものでございます。

今回は手続に関する職員の認識不足、決済過程での確認不足が原因であり、今後、適正な手続の周知・徹底を図るとともに、決済過程でのチェック機能の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

日程第 9. 議案第 5 6 号 財産の取得について（追認）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 9、議案第 5 6 号財産の取得について（追認）を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 5 6 号財産の取得について、提案理由をご説明を申し上げます。

村では、購入から 4 0 年以上を経過し耐用年数を大幅に経過している事務用机、椅子等を更新するため、平成 2 7 年度に庁舎耐震工事に併せ整備をいたしました。

平成 2 7 年 5 月 1 8 日に株式会社オカモトと購入契約を締結しましたが、地方自治法第 9 6 条

第1項第8号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、本来は議会の議決後に執行しなければならない事業であり、大変遺憾ながら議決を失念していたことが判明したものでございます。

今回は手続に関する職員の認識不足、決済過程での確認不足が原因であり、今後適正な手続の周知・徹底を図るとともに、決済過程でのチェック機能の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第10. 議案第57号 財産の取得について（追認）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第10、議案第57号財産の取得について（追認）を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第57号財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

平成20年当時、渡小学校、一勝地第一小学校、一勝地第二小学校及び神瀬小学校の4つの小学校が現有していた児童用の机及び椅子については、旧規格のため教科書や教材等が収まりきれない状態であったことから、地域活性化生活対策臨時交付金を活用し、材料に村有林を使用した新規格の机及び椅子を整備いたしました。

財産の取得については、平成21年3月13日に球磨村森林組合と購入契約を締結しましたが、地方自治法第96条第1項第8号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、本来は議会の議決後に執行しなければならない事業であり、大変遺憾ながら議決を失念していたことが判明したものであります。

今回は手続に関する職員の認識不足、決済過程での確認不足が原因であり、今後、適正な手続の周知徹底を図るとともに、決済過程でのチェック機能の強化を図り、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第11. 議案第58号 財産の取得について（追認）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第11、議案第58号財産の取得について（追認）を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第58号財産の取得について、提案理由をご説

明申し上げます。

本村における教育方針の一つとして、学校や家庭でのICT教育の推進を積極的に図っていくこととしており、令和2年度において、公立学校情報機器整備費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、村内小中学校のタブレット端末導入事業を実施いたしました。

令和3年1月15日に、西日本電信電話株式会社熊本支店と購入契約を締結しましたが、地方自治法第96条第1項第8号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、本来は議会の議決後に執行しなければならない事業であり、大変遺憾ながら議決を失念していたことが判明したものであります。

今回は手続に関する職員の認識不足、決済過程での確認不足が原因であり、今後、適正な手続の周知・徹底を図るとともに、決済過程でのチェック機能の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第12. 議案第59号 財産の取得について（追認）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第12、議案第59号財産の取得について（追認）を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第59号財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

スクールバスを利用する児童生徒の分散化を図り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、令和3年度において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、スクールバス導入事業を実施しました。

令和3年6月28日に、熊本日野自動車株式会社と売買契約を締結しましたが、地方自治法第96条第1項第8号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、本来は議会の議決後に執行しなければならない事業であり、大変遺憾ながら議決を失念していたことが判明したものでございます。

今回は、手続に関する職員の認識不足、決済の過程での確認不足が原因であり、今後、適正な手続の周知・徹底を図るとともに、決済過程でのチェック機能の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第13. 議案第60号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第13、議案第60号一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第60号一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

一勝地交流センター「かわせみ」の管理運営につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間、株式会社トラックセッションを指定管理者としておりましたが、今般、株式会社トラックセッションから「かわせみ」の管理運営を辞退する申出があり、協議を重ねた結果、本年12月31日をもって、株式会社トラックセッションの指定管理者を取り消すことを決定しました。

令和7年1月1日以降は村直営での管理運営とするため、一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例を制定するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第14. 議案第61号 球磨村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第14、議案第61号球磨村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第61号球磨村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和6年4月1日付で、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定されていた地域包括支援センター運営協議会の定義が、同号イに移ったことに伴い、条例においてこの定義、規定を引用する規定の整理を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第15. 議案第62号 球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第15、議案第62号球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第62号球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、国の子ども未来戦略において家庭的保育事業制度発足以来、75年間一度も改善されてこなかった4歳、5歳児についての職員配置基準の改善を図るために、家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、村の条例についても所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、満3歳以上、満4歳未満の児童、おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上とするように改め、満4歳以上の児童については、おおむね30人につき1人以上を、おおむね25人につき1人以上とするように改めるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第16. 議案第63号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第16、議案第63号令和6年度球磨村一般会計補正予算についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第63号令和6年度球磨村一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明いたします。

予算書11ページの財産管理費では、神瀬地区小規模住宅地区改良事業の落成式に係る費用を計上しております。加えて、一勝地交流センター「かわせみ」内の施設の老朽化に伴う修繕料を計上しております。

予算書12ページの老人福祉費では、県補助金を活用して向淋地区公民館のバリアフリー化の改修を補助して、地域で介護予防に取り組んでいただきます。

予算書13ページの林業費では、台風10号に伴う豪雨等により、村内林道5路線の側溝や谷部の排水施設に堆積した土砂を除去するための費用を計上するとともに、林道四谷線基点付近の

排水管が土砂等で閉塞し、あふれた水が下流川道路の舗装の損傷の原因となっていることから、新たな排水管を新設する工事費及び舗装損傷箇所の修繕に係る費用を計上しております。

次に、予算書13ページから14ページの山村振興対策費では、これまで指定管理としている一勝地交流センター「かわせみ」について、現指定管理者との指定の取消しをして、来年1月から直営での営業をすることから関連経費を計上しております。

予算書14ページの観光費では、包括連携協定を締結したモンベルと共同で地域の魅力発信を目的としたイベントを実施するための関係経費を計上しております。

次に、道路維持費では国庫補助金を活用し、架設後70年を経過した橋詰橋の近接目視点検を実施するための費用を計上しております。

さらに、消防費では、人吉下球磨消防組合の消防指令システムが上球磨消防組合と共同運用されることに伴い、中央署に設置してある村の防災無線遠隔制御装置の撤去に係る工事費を計上しております。

予算書15ページの事務局費では、GIGAスクール構想第2期を迎え、学習用端末の入替えに伴う年次計画の策定に必要な学校ネットワーク調査に係る費用を計上しております。

予算書16ページの公共土木施設災害復旧費では、村道黄檗線の路肩崩壊について、令和6年発生災害復旧事業として査定を受けたことから工事費を計上しております。

歳入につきましては、国・県支出金や事業費や交付決定等に合わせて補正するとともに、地方債や繰越金を追加しております。なお、地方債は第3表にお示ししておりますとおり、橋梁長寿命化事業及び令和6年発生公共土木施設災害復旧事業の増減を行い補正をしております。このようなことから、7,060万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ62億4,083万4千円とする予算を編成したところでございます。

また、第2表にお示ししております繰越明許費については、令和6年度の被災住宅移転促進宅地整備事業について、避難路工事に係る用地交渉に不測の期間を要したことから、年度内の執行ができないと現時点で見込まれるため、繰越明許としてご提案を申し上げます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第17. 議案第64号 令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第17、議案第64号令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第64号令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、保険給付費において一般被保険者における療養給付費及び高額療養費において、支出見込額に合わせて増額をしております。

歳入につきましては、保険給付費の増額における財源として、県支出金を増額しております。このようなことから、今回は、1,300万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億334万9千円とする予算を編成したところでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第18. 発議第1号 球磨村議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第18、発議第1号球磨村議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出議員の説明を求めます。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 球磨村議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

これまで地方自治体の議員個人がその自治体に対して請負をすることは、地方自治法において禁止されてきました。しかし、近年の地方議会の議員の成り手不足という課題に対応するため、地方自治法の一部が改正され各会計年度において、契約金額の総額が300万円以下であれば、請負をすることができるよう規制が緩和されました。

球磨村議会におきましては議員の請負の状況の透明性を確保し、もって議会運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として、本条例を制定するものであります。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月10日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前10時45分散会
